

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：はな保育園 せんのんじ	種別：保育所
代表者氏名：飯作 祐子	定員（利用人数）：60名（61名）
所在地：愛知県名古屋市中川区吉津4丁目2109	
TEL：052-485-5927	
ホームページ： https://hanahoiku.com/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成29年10月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 パーソنز	
職員数	常勤職員： 9名 非常勤職員： 8名
専門職員	（園長） 1名 （調理） 3名
	（主任） 1名 （保育従事者） 1名
	（保育士） 15名
施設・設備の概要	（居室数） 5室 （設備等） 保育室、職員室、更衣室
	調理室、調乳室、トイレ、園庭
	シャワー、駐車場

③理念・基本方針

★理念

- ・ひとりひとりを大切に豊かな人間性をはぐくみます

★基本方針

- ・子どもひとりひとりの成長に合わせた保育環境の提供を行い、子ども達がのびのびと健やかに育つことを大切にします
- ・よく見て、よく聞いて、よく考え行動できる子
- ・自分のことは自分でできる子
- ・人とうまく関わり、感謝の気持ちや思いやりをもつ子
- ・親の愛情を十分感じ、親を大切にできる子

④施設・事業所の特徴的な取組

・家庭的なくつろいだ雰囲気の中で安心して1日が過ごせるよう、ひとりひとりを大切にした保育を心掛けている。

・子どもたちの成長を保護者と共に喜び合い見守っていけるよう、アプリ(連絡帳)だけでなく、送迎時などを利用しコミュニケーションが図れるよう、保護者との会話、やり取りを大切にしている。

・子どもたちが楽しめ、知恵・知識を得られることを目的として、講師による体操教室・英語教室、自社講師によるリトミック・ダンス教室等、カリキュラムを充実させている。

・園庭で野菜や植物の栽培・収穫など体験している。収穫した野菜はその都度、給食室で調理したり、自分たちで調理し、食べる意欲・食事を作る楽しさを伝えている。また、収穫した野菜を使ってピザの会などを行い親子で共有する機会を設けている。

・玄関ホールに絵本コーナーを設け、いつでも絵本に親しめるように、また保護者との触れ合いの場になるようにしている。

・ホームページ・ブログ・園フォト等、普段の園での様子を保護者がいつでも見られるようにしている。掲載に関して保護者から同意書をいただき、同意の得られない方には掲載しない、顔が分からないように加工する等配慮をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月26日(契約日) ~ 令和 3年 3月23日(評価決定日) 【令和 2年12月 8日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆先駆園としての使命

法人内の第1号の認可保育所の園長として、強い責任感や使命感を持って園運営にあたっている。「先駆園としての使命」を課題として捉えていることから、園長の熱い思いが伝わってくる。事業計画の冒頭にも、「目指すべき施設像」として園長の私信が示されている。

◆保護者の共感

園長の目指す「子ども一人ひとりを大切にする保育」が職員に浸透し、子どもを通じて保護者にまで伝わっている。保護者に対しては丁寧な言葉遣いを心がけ、全ての職員が全ての子どもを把握して、どの子どもにも平等に接することで保護者の信頼や共感を呼んでいる。保護者アンケートには、「一人ひとりをよく見てくれる」、「子どもの成長に合わせ、やれることを増やしてくれる」、「子どもの体調の変化に敏感」等々、挙証が多く寄せられた。

◆身近な「食育」

通用門を入ると、すぐ横の花壇をうまく利用して季節ごと1年中野菜を作っている。子どもたちに、毎日の登降園時に野菜の成長を見せられる配慮がある。子どもが、ミニトマトの花が咲いて青い実がオレンジ色から赤くなる変化に気づき、職員に報告してくれる。ピーマン・なす・カブと収穫物は多く、「ピザ」や「スープ」にと、子どもが楽しめるクッキングの食材として活用している。また、旬の野菜に触れる機会でもある。構えなくても、「食育」は身近にある。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定について

事業計画に取り上げて重点的に取り組んだ課題に関しては、計画(P)通りに実施(D)できたか否かを評価(C)し、事業報告書として記録に残して次の事業計画(A)に反映させることが望ましい。また、事業計画策定のPDCAサイクルの各プロセスにおいて、より多くの職員の参画が求められる。

◆保育の継続性の担保

保育所変更に伴い、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の定めがないため、転園先には情報が渡っていない。転園先から問い合わせがあれば、口頭で説明するに留まっている。引継ぎ文書の制定が望まれる。転園・保育終了後に、保護者が相談出来る担当者や窓口設置に関しても仕組みが未整備である。必要と思われる内容を記載した文書を作成し、保護者に渡すことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、振り返りや職員一人ひとりが保育を見直す、いい機会となりました。開園3年目ということで、まだ不十分なところもあり、指摘いただいたことを職員で話し合い改善していきたいと思えます。保護者からのアンケートで、理念や方針が浸透しつつあることを感じる事が出来ました。今後も、良いところはしっかり続けていかなくてはならないと改めて思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a · b · c
＜コメント＞ 新型コロナウイルス感染症への対応として、2月末の入園説明会はこれまでの集合方式を個別対応方式に変更して実施した。個々の保護者の疑問や質問に適切に答えることができ、理念や方針を詳細に説明することができた。これまでも機会あるごとに理念に沿った話をしており、「理念の周知」は保護者アンケートでも高い数値を示した。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a · b · c
＜コメント＞ 園の開設から3年が経過し、職員と園児数が充足してきた。区の園長会に参加して情報収集に努め、全保連や民間保育園連盟からも情報を得ている。受け入れる子どもの数が定員に満たなかったこれまでと同様、今後もクラスの受入れ数を調整して安定的な園運営を担保しようとしている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a · ② · c
＜コメント＞ 「職員の情報共有」「先駆園としての使命」「地域交流の充実」を現状の課題として捉えている。職員の情報共有に関しては、昼礼を夕礼に変更したり連絡ノートの活用を図ったりと、試行錯誤を繰り返している。先駆園としての使命に関しては、他園でも活用できるスタンダード（標準）の確立が不可欠であり、今後に期待したい。地域交流に関しては、コロナ禍によって中断を余儀なくされている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a · ① · c
＜コメント＞ 「令和2年度事業計画書」の中に「将来性のある経営づくり」の項目を設け、利用率の安定・維持を最重点課題として取り上げている。取組方針や実行計画とともに令和2～4年度までの具体的な数値目標も設定されている。短期間では成果の見えない「先駆園としての使命」や「地域交流の充実」に関しても、中・長期的なビジョンを明確にして取り組むことを期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a · ② · c
＜コメント＞ 「選ばれる施設づくり」「信頼される人づくり」「魅力ある組織づくり」を事業計画の柱に据え、それぞれに「最重点課題」「重点課題」「単年度で取り組む課題」を掲げ、重要度や優先順位を定めて取り組んでいる。それぞれの課題の現状分析を行い、取組み方針や実行計画が作成されている。可能であれば、実行計画には責任者、期限、数値目標等の明確化を求めたい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画（P）～事業報告（D、C）～次年度の事業計画（A＝2回目のP）のつながりが見えてこない。重点的に取り組んだ課題に関しては、計画（P）通りに実施（D）できたか否かを評価（C）し、事業報告書として記録に残すことが望ましい。また、事業計画策定のPDCAサイクルの各プロセスにおいて、より多くの職員の参画が求められる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、従来の方法での保護者への情報伝達が困難になっている。保護者を集団として集めることは叶わず、必然的に個別の対応が多くなっている。電子媒体「キッズリー」で園の活動を伝えたり、園だよりやクラスだよりを充実させたりと、様々な取組みがある。その甲斐あってか、保護者アンケートの「事業計画の周知」は高い数値を示した。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 開設から3年が経過した新しい園である。法人として小規模保育所の運営実績は多いが、認可保育所としては第1号である。それゆえ第三者評価の受審は初めてであるが、法人としては他園を含め今後の定期的な受審を計画している。職員による自己評価や保護者アンケートを活用し、保育の質の向上を目指している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 職員の実施した自己評価を分析し、職員個々の課題や園の課題の抽出につなげる取組みがある。しかし、職員個々の課題を、事業計画で取り上げた最重点課題等と関連付けて取り組む意識は薄い。職員個々の課題の克服や目標の達成が、園の課題の解決や改善につながることを望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「運営規定」に園長の職務と責任の範囲が示され、園長不在時の権限委任先も主任であることが読み取れる。法人内の第1号の認可保育所の園長として、強い責任感や使命感を持って園運営にあたっている。「先駆園としての使命」を課題として捉えていることから、園長の熱い思いが伝わってくる。事業計画の冒頭にも、「目指すべき施設像」として園長の私信が示されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ② b · c	
<p><コメント></p> <p>園長自身のコンプライアンス意識は強く、園運営に関する法令等の研修や勉強会には積極的に参加している。職員にも周知が必要な部分は、職員会議での説明や文書掲示・回覧等で伝達している。当園の特徴として、家庭での虐待等権利侵害が疑われるケースが多い。早期発見や適切な対応を確実にするため、職員意識の醸成や職員研修の実施が望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長が目指す「子ども一人ひとりを大切にする保育」が職員に浸透し、子どもを通じて保護者にまで伝わっている。保護者に対しては丁寧な言葉遣いを心がけ、全ての職員が全ての子どもを把握して、どの子どもにも平等に接することで保護者の信頼や共感を呼んでいる。キッズリーによる情報伝達や各種の連絡も、保護者の満足度を高めている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	② a · b · c	
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、登降園の受入れ場所を変更し、さらに対応する職員を配置してスムーズな引き渡しを実現した。コロナ禍によって職員の負担は増えたが、時間外労働時間の短縮や有給休暇の取得促進に取り組んでいる。有給休暇の消化目標値80%は達成可能な状況である。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>3年をかけ、子どもの数が定員に充ちた。これまで、徐々に子どもの数が増えるに従って必要な職員を充足させるため、法人本部との緊密な連携の下で職員採用が行われてきた。一方で、職員の離職を防ぐためにも様々な取組みがある。職員の体調面や精神面に配慮し、園長による定期面談や随時の面談を実施し、主任が職員一人ひとりに問いかけや声掛けを行っている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · ② b · c	
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理の主要な要素である「キャリアパス」や「人事考課制度」は構築されていない。「目標管理」は実施されているが、個人目標と園の目標（最重要課題等）との相関性や、個別面談の位置づけ等に課題を残す。期首の目標設定面談、中間での進捗評価面談、期末の終了時評価面談等を体系化することが望まれる。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長、主任をはじめ職員一丸となって「働きやすい職場づくり」に取り組んでいる。園長、主任による個別面談や職員アンケートによって、職員の意見・意向の把握を行っている。休憩時間を確保し、時間外労働時間の短縮にも取り組んでいる。有給休暇の取得促進にも努め、職位や職種による偏りは無い。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>法人による園長研修や新任職員研修等が計画されているが、法人としてのノウハウが少なく、階層別研修や職種別研修等の教育体系は構築されていない。研修とともに職員育成のもう一方の側面である目標管理については、「目標管理シート」を使用しているが、個人目標と園の目標（最重要課題等）とをリンクさせて取り組むことが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で、「発達に課題のある子どもの特別支援に関する研修」や「虐待防止や権利侵害に関する研修」、「チームワーク、コミュニケーションの研修」等々が方針として打ち出されている。しかし、今年度はコロナ禍によって計画通りの研修実施は困難な状況である。研修履修後には「研修報告書」が作成されているが、研修効果の確認・検証は実施されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人主導の研修が年間10講座計画されていたが、計画通りOFF・J・T（集合教育）で実施されたものは少ない。外部研修や園内研修も思い通りには実施できていない。構造的な課題として、非正規職員（パート職員）の研修参加の困難性が挙げられており、保育の質を担保するためにも、非正規職員の研修参加の機会の創出を図りたい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>まだ保育実習生の受入れ実績はないが、「実習生受け入れマニュアル」を整備し、来年度の受入れを目指している。マニュアルには、PDCAサイクルの「C」（チェック・評価）に関する記述がない。実習生の受入れが期待する効果を挙げられたか否かを検証する「反省会」等のプロセスを、マニュアルに記載することが望ましい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>若い法人、若い園であり、ホームページを活用して様々な情報を公開している。財務・会計に関する情報の開示がないなどの課題もあり、社会に対して法人の実態を正しく周知させるために必要な情報は何かを精査することを期待したい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の規定に準じて園の事務、経理、契約、取引、購買等の業務が執行されているが、細部を定めた手順書（規程、マニュアル等）がない。大きな現金の受け払いが園で発生する可能性は少ないため、小口現金を園長が管理している。これに関しても、決裁権者や出納責任者等の内部牽制を担保するためのルールが明文化されていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「地域交流の充実」を現状の課題として捉え、共生型社会の実現のために高齢者施設等との関わりを計画している。しかし、今年度はコロナ禍によって、ほとんどの地域交流の計画は中止となっている。「保育の全体的な計画」の中に、地域との関わりの方針を掲げているが、法人内の全園が統一した方針となっており、地域性を考慮した園独自の方針を掲げることが望ましい。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「保育ボランティア・職場体験マニュアル」があり、例年、マニュアルに沿って中学生の職場体験を受け入れている。その他にはボランティアの受入れはなく、積極的な取組み状態とは言い難い。ボランティアの受入れは、園の考え方や活動の地域理解を深めるためだけでなく、子どもの社会性の醸成にも有益である。積極的な受入れ態勢を構築されたい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>園長と主任に限れば、地域の社会資源の情報を掴んでいるが、全職員の統一した情報共有とはなっていない。リスト化する等で、全職員への周知を図ることが望まれる。虐待等の権利侵害案件については園長が対応することとなっており、市（区）や児童相談所等の関係機関とは適切な連携が図られている。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>園長が区の園長会や「幼保小懇談会」に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。当該地域での新たな保育所開設の計画もあり、子育て支援センターからの情報として待機児童が減少していることを掴んでいる。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>地域の子育て事情もあり、0～2歳の乳児の受入れが多い。大規模災害時の地域貢献を方針として明文化しているが、BCP（事業継続計画）は作成されていない。BCPには初動対応や職員の出勤基準等を盛り込み、全関係者（子ども、保護者、職員）の安否確認方法を明確にし、可能な範囲でテストすることが望まれる。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する理念等は「リーフレット」や「入園のしおり」に明示され、「倫理綱領」は職員会議で読み合わせている。基本的人権については、職員全員が「セルフチェックリスト」を使って定期的に自己評価を行っている。外国籍の子ども7～8名の連絡帳等はひらがなで記入され、持ち物等の説明には絵やジェスチャー等が使われている。保護者にも人権や文化の違いなどの理解を得る取組みが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	①	b	c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」等、子どもの権利擁護に関する規程は整備されている。職員周知の取組みは園長を中心に職員会議で確認している。「入園のしおり」に虐待防止の措置が記載され、保護者には入園説明会で周知される。コロナ禍により、戸外遊びや散歩は密にならない人数で行っている。道路に面し、隣接するスーパーとの関係で、子どものプライバシーを常に守る配慮をしている。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	b	c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な資料として「リーフレット」の用意がある。広報やホームページでも配信しており、見学者は「見学者ノート」で管理している。見学希望者には、新型コロナウイルスの関係で希望日を聞き、人数制限をして受け入れている。平成29年開設のため、来園者には園の取組みを園長が丁寧に説明している。資料はカラーで印刷され、文字も大きく見やすい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>保育の開始にあたり、「入園のしおり」に沿って入園説明会にて説明している。時間をかけ、保護者が理解しやすいようゆっくり説明することを心掛け、保護者の同意書を残している。特に配慮が必要な保護者へのルールはないが、担任が迷えば主任・園長へと相談が上ってくる。口頭での運用は図られているが、職員が迷うことが無いようルールの明文化が望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」に、保育園利用の終了に関する事項を記載し、保育の継続性への配慮ととれる。しかし、転園する場合の、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の定めはない。転園先から問い合わせがあれば、口頭での説明に留まる。また、転園、保育終了後に子どもや保護者が相談出来る担当者や窓口設置が未整備である。内容を記載した文書を作成し、配付することが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	b	c
<p><コメント></p> <p>年1回法人本部主導の顧客満足度アンケートを実施し、母親と子どもの満足度を把握している。アンケートは法人本部に直接届き、結果がフィードバックされてくる。例年、運動会は隣接する公園で行われるが、今年度は時期をずらし、感染予防と環境整備を十分にして体育館で一クラスずつ行った。行事後のアンケートでは、感謝の声が多く聞かれた。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	⑥	c
<p><コメント></p> <p>苦情解決制度は整備され、「入園のしおり」にも記載されている。保護者には入園説明会で周知し、玄関入口にも掲示されている。今年度、10月に1件苦情を受け付けた。子ども同士の言葉遣いについてであり、職員の指導に対する要望の類であるが、苦情内容の記録は残されている。公表が全保護者に至っていないので、内容と結果を伝える体制整備が望まれる。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談相手を自由に選べる説明文は「入園のしおり」に記載されている。保護者は、日々の会話や電子媒体「キッズリー」等で相談や意見を述べる機会を持ち、直接言いにくい時は市の苦情相談センター等も活用できる。保護者周知を徹底するため、相談対応につて再度内容を分かりやすい場所に掲示し、長時間保育利用者にも相談出来る工夫と配慮が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 送迎時に、困っていることや心配事等も聞き逃さずに聞き取っている。必要に応じ、個別に時間を取って対応している。コロナ禍でも、相談の場所を工夫してプライバシーを守った環境を用意している。保護者からの意見や要望を受けた際の記録や報告の手順は明文化されていないが、会議で意識し合って見直し、保育の質の向上に取り組んでいる。保育に反映させた内容は記録に残す事が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメントの責任者は園長である。ヒヤリハット報告は、職員会議で話し合って共有している。事故防止策等の定期的な評価・見直しは本部が行っている。職員による遊具点検は月1回であり、業者の点検はない。引き渡し訓練は、例年行事と並行して行っていたが、今年はコロナ禍によって中止となった。安全確保・事故防止に関する研修は、記録に残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症の予防・発生時に対応するためのマニュアルは整備されている。「新型コロナウイルス」の感染情報は県・市・本部からの資料が配信され、指示通り適切に対応している。職員には定期的な職員会議で周知、保護者は掲示板・園便り・メール等で周知している。マニュアル等関連資料への反映、追記等はまだ実施されておらず、早期の対応を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害時対応体制は、フローチャートで見やすい。職員・保護者の安否確認はアプリで行い、返信で確認する。保育を継続する対策として緊急連絡網はあるが、初動対応・出勤基準等は未整備である。防災計画が整備されており、消防署と調整して避難訓練への立ち会いをお願いしている。飲食料等の備蓄品は、リストに沿って定期的に点検し、記録を残されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法はマニュアルとして明文化され、事務室に常時置かれている。いつでも誰でも閲覧できるが、保育運営すべてがマニュアル集としてまとめられているため、必要時の検索に時間を要す。保育実践にすぐ活用出来るよう、また保育の手引書となるよう、項目別に整理して冊子としてまとめ、利便性を高められたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、その時代にあっているかを確認することも目的の一つである。特に今年は「新型コロナウイルス感染症」が猛威を振るい、生活様式を変えざるを得ない状況である。保育内容の変更、朝の体温計測、換気、マスクの着用や手洗いの励行、加湿器の活用等々、必要に応じて対応しているが、それらの改訂内容の記録を残されたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 入園前にアセスメント用紙を渡し、保護者と面接時に園長が漏れ等を確認している。保護者ニーズを障害児・3歳未満児は個別指導計画に反映させ、クラス指導計画にも関連のある計画となっている。3歳以上児についても、未満児同様アセスメントに基づく個別指導計画の作成が望まれる。アセスメント会議には、園長、職員、法人関係者も参加するが、看護師や調理員等も会議に参加することが望まれる。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」や「指導計画」の見直しは、年度末に本部の保育部長も同席して行われている。評価・反省して次の計画作成に役立てている。保護者には年1回アンケートを取り、意見があれば取り入れている。見直しに当たっては、標準的实施方法に反映させる内容や保護者ニーズに対し支援が十分ではない部分、保育の質の向上に関わる内容等を明確にし、記録に残すことが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育の実施状況を適切に記録することは、職員間の情報共有が必要になる。そのため、記録内容や書き方に差異が生じないように、クラス担任はベテラン職員と経験の浅い職員とがペアで組んでいる。クラスでは、経験者（ベテラン職員）が下書き等をチェックし、指導する取組みをしている。情報共有は、月1回の職員会議にて把握し周知している。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」にて、責任者は園長と定めている。子どもの記録等は鍵の掛かる書庫に適切に管理されている。保存・廃棄等の規定はないが、書き損じた資料等はシュレッダーにかけて処分している。個人情報の取扱いについて、保護者には入園説明会で説明してサインをもらっている。「情報開示規程」もあるが、まだ誰も申請者はいない。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的計画」は園長・部長で作成し、加除・修正や見直しは各園で行っている。子どもの数が少ない保育園のため、異年齢との関わりや地域との関わりを大切にしている。「保育の全体的計画」の策定には、出来るだけ多くの職員の参画が望まれる。年度末に見直して次年度へ向けて改善しているが、見直しの内容や改善した内容等を記録に残すことが望ましい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>夏は暑い日が続く、更に新型コロナウイルスと、ダブルの対策が必要であった。園庭をブルーシートで覆い、クラスが交代して水遊びや泥遊び、簡易プールなどで涼を求めた。遊びの種類を多くし、密にならない工夫をした。窓を開閉して換気にも心掛けた。寒い時期には乳児クラスは床暖房があり、常に適切な環境を保持している。トイレは明るく清潔で、安全に配慮して年齢に合った設計がしてある。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念に「子ども一人ひとりを大切に」を掲げ、急かす言葉や制止する言葉を不必要に使わないようにしている。訪問調査の終了後、園庭で遊んでいた子ども達から「さようなら、また来てね」と口々に声を掛けられた。日頃から信頼する職員ときめ細かな関わりを持ち、人との良好な関係が育まれている姿が垣間見られた。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に個人差が大きい年齢であり、基本的な生活習慣を身に付けていくためには保護者との情報交換が必要不可欠である。キッズリー（電子媒体）や送迎時の会話等、情報交換の機会をうまく活用し、園だけでなく家庭でも継続して出来るよう、園でできたことを保護者に伝えている。また、保護者から伝えられた家庭での様子の変化は、園でも確認している。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園庭が狭いため散歩や公園に出かけ、行き交う人と挨拶を交わしている。地域との関わり合いの機会として運動会があるが、今年は子どもと家族に限定して行った。社会体験として消防署を見学し、出勤する時のサイレンを鳴らして楽しんだ。散歩を、季節の変化や自然に触れる機会としている。様々な表現活動が出来る環境として、廃材等を使った絵画面・造形面は整備されている。音楽面は課題が残る。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児が1歳児の遊びに興味を持てば、1歳児クラスにも行けるようにしている。ゆったりと過ごせるように担当制をとり、絵本などは職員の手の上で読み聞かせ、1対1の関わりを心掛けている。登降園時のコミュニケーションや連絡帳等の機会に、ミルクの量や離乳食などの子育て相談があり、必要に応じて調理員も含めた面談を行っているが、相談記録を残すことが望ましい。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>発達に合った遊びの環境を「静」と「動」に分け、互いの遊びの邪魔をしないようコーナーの配置に配慮している。子どもが自分で選んで遊びたい気持ちを受け止め、自我の育ちを支えている。1・2歳児の噛みつき等にも配慮し、被害者には謝罪して状況を伝え、加害者には伝えない方針である。口唇時期、毎日電解水で消毒し、週1回はピーラックス消毒をして清潔・衛生を保っている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「保育指針」に示されている内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身に付けられるよう指導計画に落とし込んでいる。「保育の全体的計画」に、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」が記載され、各領域と関連するよう整理され保育を展開しているが園止まりである。子どもたちが取り組んで来た共同的な活動を、就学先に伝える工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもがおり、階段の滑り止めはないがほぼバリアフリーである。個別指導計画とクラス指導計画双方が関連付けられ、統合保育で子どもの成長に応じた保育を実践している。専門機関との連携もあり、助言を受けた記録も残している。職員は、助言や専門的な知識を職員会議で共有している。障害児の受け入れについては「入園のしおり」に記載されており、説明会で他の保護者にも説明している。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育の早朝・延長保育の計画が、年間で作成されている。職員間の引継ぎは、メモからノートに変更された。仕事上や交通事情等で予定より迎えが遅くなった場合には、保育理念の「保護者の子育てに寄り添った保育」に沿い、子どもが安心して迎えが待てるよう遊びを工夫し、ゆったりできる環境で対応している。保育時間は19時30分までであり、18時31分におやつを提供している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 例年は小学校と交流する機会が指導計画の中に盛り込まれ、学校訪問や学校ごっこをして就学に向けての取組みが出来るが、今年はコロナ禍によって未だに計画が立っていない。唯一、就学時健康診断に学校に向いたことが、学校生活に期待を持ち憧れる機会であった。「幼保小連絡会」では、職員と小学校教員とが合同で研修するまでに至っておらず、検討を期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルがあり、12月の園便りには「低温やけどに気をつけて」と題して季節に合ったコメントが記され、啓もう・予防にも役立てている。保健計画も4期で作成され、保護者への指導も含まれている。職員は乳幼児突然死症候群について知識を有し、チェック表も適正に記録されている。課題としては、保護者に対しても必要な情報提供が望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断は年2回、歯科検診は年1回行われている。当日欠席者は後日受診し、適切に記録されている。保護者には結果を専用ネットで配信し、個々にも伝えている。歯科検診の場合、治療が必用な子どもには、家庭での受診結果を提出してもらっている。健診を保健計画に反映させ、歯磨き指導や咀嚼を促す等の取組みを行い、更に家庭でも活かされるように働きかけをしている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> アレルギー児はアセスメントで把握し、医師の診断の下、誤食事故のないよう工夫している。給食については調理員と連携し、個別のトレー（写真、名前付き）を用意している。さらにトレー（食事）は手渡しで受け取り、テーブルを分けて提供している。他の子どもや保護者に対し、アレルギー疾患や慢性疾患等の理解を得るための取組みは課題として残る。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育の計画は年齢別に作成され、振り返りは前期・後期で行われている。園の敷地に入ると、すぐ花壇（菜園）があり、野菜の成長が毎日観察できる。収穫物は多く、子ども達の楽しみのクッキングで、ピーマンやトマト等をピザやスープに調理している。試食会はコロナ禍で今年は中止であるが、毎月カラー印刷で「食育便り」を配付し、行事や旬の食べ物等を紹介している。子ども達は挿絵が楽しめる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 調理員・栄養士が子どもとクッキングをしたり、おやつや給食時にクラスを回って、好きな献立等の話を聞いている。行事食として、七夕やハロウィンの時期には季節感のある献立にしている。サンプルを写真掲示しており、帰りに「〇〇食べたよ」と、子どもと保護者との会話もある。食中毒発生時対応のマニュアルが整備され、清潔が保たれている。「検食簿」を作成し、残食記録も残されたい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 園と家庭とを結ぶ電子媒体（「キッズリー」）が機能している。園での子どもの様子をホームページのブログで紹介し、行事案内や健診結果等の報告にも使われている。個別に伝達が必要な事項は登降園時に口頭でも伝えている。日ごろから保護者とのコミュニケーションを図って良好な関係を維持し、情報交換した内容の必要部分を「面談記録票」に記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 数は少ないが、外国籍の保護者や外国出身の保護者がおり、日本語（特に漢字）による意思の疎通が困難な場合がある。それらの保護者向けの「キッズリー」をひらがな文だけで作成して送信したり、家庭に届いた各種の文書（公的な書類、案内書等）を園に持ってきてもらい、内容を解説・説明したりしている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 児童相談所や保健センターとも連携を保ち、訪問調査当日も、園長がネグレクト案件に対応していた。子どもが連続して登園しない場合には、家庭での虐待等権利侵害の可能性を疑い、電話による確認をしている。虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見や適切な対応を確実にするため、定期的な職員研修の実施が望まれる。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「自己評価チェックシート」や「目標管理シート」等を使った法人主体の振り返りの仕組みがあり、職員個々の資質向上が図られている。しかし、それらの職員の自己評価等を集計・分析し、園全体の課題の抽出につなげる仕組みは構築されていない。</p>		